

事務連絡  
平成29年5月30日

各都道府県・各指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各都道府県専修学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局  
各国公立高等専門学校事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市認定こども園主管課

殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

平成29年度受動喫煙防止対策実施状況調査について（依頼）

平素より学校保健の推進に御尽力いただきありがとうございます。

文部科学省では、たばこの煙による健康への悪影響から児童生徒等を守るため、平成22年3月12日付け21ス学健第33号「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）」等により、各学校等における受動喫煙防止対策の一層の推進を依頼してきたところです。

このたび、平成29年3月1日に厚生労働省から「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」が公表されたこと、また、前回調査（平成24年度）から5年経過したことを踏まえ、標記調査を実施し、今後の施策の参考にしたいと考えております。なお、専修学校高等課程（以下、「高等専修学校」という。）及び高等専門学校については、前回調査の対象としていませんでしたが、特に健康上の配慮を要する未成年者が在籍することから、今回の調査対象とさせていただきます。

つきましては、下記により、平成29年6月28日（水）までに御回答くださいますようお願いいたします。

記

## 1 調査対象

- ・平成29年5月1日現在で設置されている幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校
- ・休校中の学校、定時制及び通信制は除くこととします。また、本校と分校が併置されている場合などは、それらを併せ1つの学校として回答してください。

## 2 提出物

### (1) 都道府県教育委員会

- ・調査票\_\_都道府県教育委員会用
- ・調査票\_\_市町村教育委員会用
- ・調査票\_\_公立（学校用）※所管の学校及び域内の学校（下記(2)～(6)を除く）

- (2) 指定都市教育委員会
  - ・調査票\_\_指定都市教育委員会用
  - ・調査票\_\_公立（学校用）
- (3) 都道府県私立学校主管課
  - ・調査票\_\_私立（学校用）
- (4) 高等専修学校
  - ・調査票\_\_専修学校（学校用）
- (5) 附属学校を置く各国立大学法人事務局
  - ・調査票\_\_国立（学校用）
- (6) 高等専門学校
  - ・調査票\_\_高等専門学校（学校用）
- (7) 学校設置会社が設置した学校
  - ・調査票\_\_株立（学校用）
- (8) 認定こども園（幼保連携型のみ）
  - ・調査票\_\_認定こども園（学校用）

### 3 回答期限

平成29年6月26日(月)までに、電子メールにて提出をお願いします。

※メールアドレス：kenshoku@mext.go.jp

※件名は、“【(提出団体名)】平成29年度受動喫煙防止対策実施状況調査について(回答)”としてください。

### 4 結果の公表

7月中旬(予定)

公表方法は、受動喫煙防止対策を講じていない学校名の公表を含め検討しています。なお、調査結果については、公表前にお知らせいたします。

### 5 調査方法等

- (1) 都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会の調査結果を取りまとめの上、御回答ください。
- (2) 全面禁煙措置とは、職員及び職員以外の来客等に対する措置とします。
- (3) 喫煙する教職員がいないため対策を講じていない場合は、喫煙する教職員がいる場合を想定し回答してください。

〔例〕喫煙する教職員がいないため受動喫煙防止対策を講じていないが、喫煙する教職員がいた場合は敷地内全面禁煙措置を講じる考えの場合、「学校敷地内の全面禁煙措置を講じている」を選択してください。

#### (4) 設問について

問1 受動喫煙防止対策について

- 講じている場合は、問2を回答し終了です。
- 講じていない場合は、問3へ。

問3 今後の対策予定

- 有の場合、問4を回答し終了です。
- 無の場合、問5を回答し終了です。

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課(下野・奥平)  
電話 03-6734-2976(直通)